

## 役員の選任について

令和7年8月8日に前東金市社会福祉協議会の会長であった真行寺様が交通会議委員を退任されたため、現在は副会長が空席となつております。

つきましては、東金市地域公共交通会議設置要綱第6条第2項の規定「会長及び副会長は第4条に規定する委員の互選により定める」により、委員の互選により副会長を選出したい。

<選出>

役員	氏名	交通会議在任時の役職	備考
副会長			委員互選

東金市地域公共交通会議設置要綱【抜粋】-----

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、第4条に規定する委員の互選により定める。
  - 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
-

# 東金市デマンド型乗合タクシーの 更なる利用促進に向けた取組について（案）

東金市 企画政策部 地域振興課



# 1、課題・背景

	課題	背景(現状)
①	・キャンセルが多発することにより、他の利用希望者が利用する機会が失われている	一部の多重予約者が、キャンセルを常習的に繰り返す
②-1	電話がなかなか繋がらず 予約が取れない	・予約受付開始から1時間程度、問い合わせが集中する。 ・予約受付方法が、電話のみ
②-2	予約受付の時間が限られており、昼間に時間的余裕がない方が、予約する事が困難	・現在の予約受付時間 平日 8:30～16:00 ・現在の予約受付体制 オペレータによる電話受付のみ

## 2、利用促進に向けた取組

①予約キャンセルの対策について

②WEB予約の導入について

# ①予約キャンセルの対策について

## <対策の主旨>

一部利用者の多重予約・直前キャンセルにより、他の利用希望者の機会が失われている。限られた運行資源を有効活用し、より多くの利用者にサービスが行き届く体制を整える。

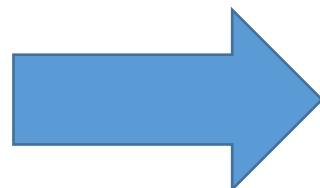
## <対策方法>

「1人あたりの予約回数の見直し」をすること

## 6回の場合

現状の予約回数

12回



見直し後の予約回数

6回

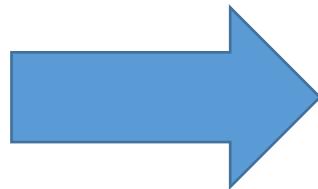
<見直し後>

キャンセルを常習的に行う一部利用者の6回分の予約  
が他に利用したい方々へ行き届くことになる。

## 4回の場合

現状の予約回数

12回



見直し後の予約回数

4回

<見直し後>

キャンセルを常習的に行う一部利用者の8回分の予約  
が他に利用したい方々へ行き届くことになる。

## ★ 1人あたりの予約回数について

**東金市の予約回数**

**4回**

### <理由>

- ・ 9割以上の利用者は1回の予約で1日分（行き1回、帰り1回分）の予約を取るため
- ・ 6回と4回のどちらでも一定の効果はあるものの、キャンセル常習者の多くは5回以上の予約を確保するため

### <※他団体の事例>

山武市・・・4回

横芝光町・・・4回

## ☆予約回数の見直しによる効果について

- ①予約キャンセル数及び予約不成立件数を減少させることができる
- ②広く・多くの方々が予約を取りやすくなる
- ③利用者数の増加が見込まれる

## 懸念点

- ・利用者の電話予約の頻度が増える  
※「**多重予約・直前キャンセルをする一部利用者**」  
を除くほとんど利用者は1回の電話予約で  
1日分（2回分）の予約を取るケースが多い。

## 予約のメカニズム

### <予約回数が4回の場合>

4回分予約済み

残り予約回数：0回

2回乗車

2回分予約済み

残り予約回数：2回

2回分の予約枠が復活する

# ★予約回数の見直しによる影響（その1）

## ＜利便性への懸念＞

「1人あたりの予約回数」を平均化すると **1週間あたり0.4回**となっている。よって、「1人あたりの予約回数」を4回と設定しても十分に対応可能な回数設定と思われる。

## ＜参考（令和5年度データ）＞

- ・予約回数 = 10,930回
- ・利用者数 = 555人
- ・48週/年間

$$10,930\text{回} \div 555\text{人} \div 48\text{週} = 0.410\text{回} \quad (\text{1週間あたり})$$

## ☆予約回数の見直しによる影響（その2）

### <キャンセルから利用に転換される想定回数>

A : キャンセル数（キャンセル常習者）

$$964\text{回} \times 30\% = 289\text{回}$$

B : キャンセル数（上記以外の方々）

$$1,567\text{回} \times 30\% = 470\text{回}$$

転換される利用回数（想定） = (A+B) = 759回

## ②WEB予約の導入について

## 改善点（メリット）

新たな予約方法の導入、予約受付時間の延長により、予約問い合わせ時のストレスを軽減できる。

## 課題

- (1)現在、当日キャンセルの多さが課題となっている中WEB予約方法の導入により、安易な予約キャンセルの繰り返しを誘発しやすい。
- (2)スマートフォンやパソコンなどの情報端末機器に不慣れな方には、WEB予約する事が困難

### 3、WEB予約導入時における課題への対処案（その1）

#### ①電話による予約方法の継続

スマホ利用に不慣れな方も今までどおりに予約が可能

#### ②予約受付期間

電話予約：利用希望日時の1週間前～1時間前まで

WEB予約：利用希望日時の1週間前～前日15時まで

### 3、WEB予約導入時における課題への対処案（その1）

#### ③予約可能時間の差別化

電 話： 8：30～16：00

W E B： 9：00～23：00

（システムメンテナンス時間を考慮）

#### ④キャンセル時間の差別化

電 話：運行時間の30分前まで

W E B：運行時間の24時間前まで

### 3、WEB予約導入時における課題への対処案（その2）

- ・**WEB予約方法の周知の徹底**

WEB予約マニュアルを作成し、窓口で説明、区長回覧や市HP、乗合タクシーの車内にて周知する

→マニュアルにはQRコード、市HPには予約用のURLを掲載する

## 「第4次東金市地域公共交通計画」の策定について

### 1、概要

東金市では、令和5年2月（令和4年度）に策定した「第3次東金市地域公共交通計画（以下、現計画）とする」に基づき、地域公共交通の利便向上に努めてきました。

現計画では、今ある公共交通ネットワークを構成している公共交通機関を将来まで持続し、利便性の向上や利用環境の充実、市民意識・外出スタイルの転換を促す方策等によって、利用促進を図ってきました。

現計画の計画期間は令和10年2月までとなっておりますので、令和7年度に国・県への補助金要望及び予算要求、令和8年度に実態調査・骨子案の策定を行い、令和9年度に本計画を策定する予定となっております。

### 2、今後のスケジュール（予定）

#### ・令和7年度 補助金の要望及び予算要求

1月 国・県に対する補助金申請及び令和8年度当初予算要求

#### ・令和8年度 実態調査業務及び骨子案の策定

4月 交付申請提出

6月 交通会議にて予算承認

7～8月 コンサル担当業者の選定

9月 実態調査及び骨子案の策定

1月 国・県に対する補助金申請及び令和9年度当初予算要求

1月 本協議会における事業評価

3月 完了実績報告

#### ・令和9年度 本計画（案）の策定

4月 交付申請提出

6月 交通会議にて予算承認

7月 本計画策定業務開始

1月 本協議会における事業評価

3月 完了実績報告

様式第2-2号

令和7年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
 住 所 千葉県東金市田間三丁目 9番地 1  
 代表者の氏名 会長 中田 麗子

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
 住 所 千葉県東金市田間三丁目 9番地 1  
 代表者名 会長 中田 麗子

## 2. 登録番号

関千福第42号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

## 4. 運送の区域

区 域	備 考
千葉県東金市	

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
社会福祉法人 東金市社会福祉協議会	千葉県東金市田間三丁目 9番地 1

## 6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
社会福祉法人 東金市 社会福祉協議会	所有	( )	( )	( )	(1)	( )	(1)
	持込	( )	※ ( )	( )	※ ( )	( )	※ ( )
	合計	( )	( )	( )	(1)	( )	(1)

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

## 8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙「ふれあい移動サービス事業実施要綱」に記載のとおり

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

## 10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1~4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

## ふれあい移動サービス過年度実績

## (1) 令和4年度

- ① サービス実施回数 928 回 (昨年846回)

医療機関	公的機関	施設利用	社会参加	その他
688	0	5	235	0
(554)	(6)	(53)	(233)	(0)

- ② 対価キロ数 7,462 キロ (昨年7,273キロ)

- ③ 対価時間数 1,112.5 時間 (昨年1,037.0時間)

- ④ 対価収入 929,350 円 (昨年882,150円)

- ⑤ 年度末利用会員数 60 名 (男23名・女37名) (昨年51名 男20名・女31名)

入会 21名 退会 12名 (死亡1、入所(院)2、自立判定0、市外転居0、利用見込無9)

## 移動制約事由

要介護認定	障害者手帳	その他
44	21	3
(32)	(21)	(4)

- ⑥ 年度末協力会員数 16 名 (男12名・女4名) (昨年13名 男10名・女3名)

入会 3名 退会 0名

## (2) 令和5年度

- ① サービス実施回数 1,005 回 (昨年928回)

医療機関	公的機関	施設利用	社会参加	その他
759	0	2	244	0
(688)	(0)	(5)	(235)	(0)

- ② 対価キロ数 8,055 キロ (昨年7,462キロ)

- ③ 対価時間数 1,180.5 時間 (昨年1,112.5時間)

- ④ 対価収入 993,000 円 (昨年929,350円)

- ⑤ 年度末利用会員数 65 名 (男23名・女42名) (昨年60名 男23名・女37名)

入会 20名 退会 15名 (死亡6、入所(院)0、自立判定0、市外転居0、利用見込無9)

## 移動制約事由

要介護認定	障害者手帳	その他
44	22	6
(44)	(21)	(3)

- ⑥ 年度末協力会員数 16 名 (男14名・女2名) (昨年16名 男12名・女4名)

入会 2名 退会 2名

## (3) 令和6年度

- ① サービス実施回数 1,211 回 (昨年1,005回)

医療機関	公的機関	施設利用	社会参加	その他
883	10	0	318	0
(759)	(0)	(2)	(244)	(0)

- ② 対価キロ数 9,502 キロ (昨年8,055キロ)

- ③ 対価時間数 1,355.0 時間 (昨年1,180.5時間)

- ④ 対価収入 1,148,350 円 (昨年993,000円)

- ⑤ 年度末利用会員数 65 名 (男24名・女41名) (昨年65名 男23名・女42名)

入会 11名 退会 11名 (死亡1、入所(院)2、自立判定0、市外転居2、利用見込無6)

## 移動制約事由

要介護認定	障害者手帳	その他
42	23	6
(44)	(22)	(6)

- ⑥ 年度末協力会員数 16 名 (男15名・女1名) (昨年16名 男14名・女2名)

入会 2名 退会 2名

## 登録自動車の明細

両数	種類	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	高さ	装置の種類	所有・持込の別
1	自家用軽自動車 (特殊)	ニッサン	CBA-MG21S	4人	339cm	147cm	159cm	電動回転シート	所有



ニッサン モコ

両数	種類	車名	型式	乗車定員	長さ	幅	高さ	装置の種類	所有・持込の別
1	自家用普通自動車 (特殊)	トヨタ	DBA-SCP100改	5人	395cm	169cm	164cm	スロープ	所有



トヨタ ラクティス

# ふれあい移動サービス

**市民の参加と協力を得て、高齢者や障がいなどのために、単独で公共交通機関を使って移動できない方（移動困難者）の外出を、福祉車両を使用してサポートします。**



## 利用会員は？

市内に住所があり、以下に該当する方は、利用会員として登録できます。

- ①介護保険法にいう「要介護者」「要支援者」
- ②身体障害者福祉法にいう「身体障害者」
- ③その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

## 利用条件は？

出発地または到着地が東金市内であり、以下に該当するとき利用できます。

- ①医療機関を利用するとき（要介護者は除く）
- ②公的機関を利用するとき
- ③社会福祉施設への入退所又はイベント参加
- ④社会参加や買い物等をするとき

原則として、年末年始（12/29～1/3）を除く午前9時から午後5時

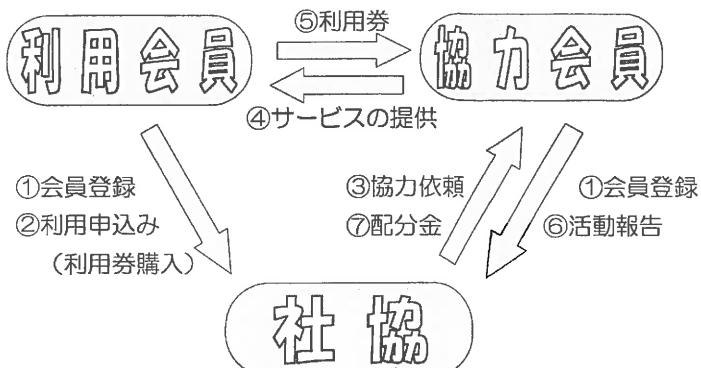
※ただし、申し込み後、協力会員との調整が必要になりますので、その日の利用はできません。

## 費用は？

年会費と利用料が必要です。利用料は利用券で支払います。事前に購入して下さい。

- ①年会費 利用会員 2,400円
- ②利用料 1時間あたり 500円  
(以降30分250円)  
(利用会員の指定した場所に到着した時から  
目的地又は利用者宅に戻るまでの時間)
- ③運行経費 1キロあたり 50円  
(1キロ未満切捨て)  
(利用会員が実際に乗車し走行した距離)

## ふれあい移動サービスのしくみ



社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
ふれあい移動サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市民の参加と協力を得て、既存の交通手段で移動が困難な高齢者及び障害者等に対し、移動サービス（以下「サービス」という。）を行うことにより、社会参加の促進を図るとともに、市民の連帯と相互扶助を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(会員)

第3条 この事業は、会員制で行うこととし、会員の構成は利用会員及び協力会員とする。

(会員の資格)

第4条 会員とは、次の各号のとおりとする。

(1) 利用会員は、東金市内に住所を有し、以下に掲げる者及びその付添人とする。

①介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

③その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用する事が困難な者

(2) 協力会員は、心身共に健康で社会福祉及びこの事業に理解と熱意があり、ボランティア精神を持って協力する者とする。

①協力会員は、普通第2種免許を有する者とする。ただし、普通第2種免許を有しないときは、過去3年間重大な過失事故及び違反をしていない者とする。

(付添人)

第5条 介助を必要とする者が利用するときは、付添人が同乗するものとし、付添人は、原則として家族及び親族等とする。

(会費)

第6条 利用会員は、会費を納入する。

2 会費は年額2,400円とする。

3 年度途中入会者の会費は、会員登録決定月から月割とする。なお、納入した会費は、年度途中で会員の資格を喪失したときも返還しない。

(登録)

第7条 会員になろうとする者は、第4条の資格を有する者で次の各号に掲げる入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、利用会員にな

ろうとする者については、親族及び介護者が代わって提出することができる。

(1) ふれあい移動サービス事業利用会員入会申込書（第1号様式）

(2) ふれあい移動サービス事業協力会員入会申込書（第2号様式）

2 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。（第3号様式・第4号様式）

3 会長は、ふれあい移動サービス事業会員台帳（第5号様式）を作成しなければならない。

4 登録の期間は、年度単位とし、当初利用年度においては、登録決定期日から当該年度末までとする。また次年度以降は、会費の納入をもって登録の更新とする。

（変更の届出）

第8条 会員は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに会長に届出なければならない。

（会員資格の喪失）

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、資格を喪失するものとする。

(1) 退会の申し出があったとき

(2) 市外へ転出したとき

(3) 死亡したとき

(4) 不正の手段で入会したことが明らかになったとき

(5) 第4条第1号の資格を失ったとき

(6) その他、会長が不適当と認めたとき

2 会員は、その資格を喪失したときは、直ちに会員証を会長に返還しなければならない。

（サービスの目的）

第10条 このサービスは、発着地のいずれかが東金市内とし、次の各号のいずれかに該当するときに、利用することができる。

(1) 医療機関を利用するとき（ただし、要介護者は除く）

(2) 公的機関を利用するとき

(3) 社会福祉施設への入退所又はイベント参加

(4) 社会参加や買物等をするとき

(5) その他、会長が特に必要と認めたとき

（サービスの提供時間・休業日）

第11条 このサービスは、原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、午前9時から午後5時までとする。

2 サービス提供時間は、1時間を最低単位とし、以降30分単位とする。

3 ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（サービスの申し込み）

第12条 このサービスを利用しようとする利用会員は、原則として利用日の7日前までに、ふれあい移動サービス利用申込書（第6号様式）により会長に申し込むものとする。また、電話等の方法による申し込みも受け付けるものとする。

（サービスの決定）

第13条 会長は、前条に規定する利用申し込みを受け付けたときは、申し込み順

に事情等を聴取し協力会員との調整を図った上で、サービスの可否を決定し、ふれあい移動サービス決定（却下）通知書（第7号様式）により、申込者へ通知するものとする。

（サービスの制限）

第14条 このサービスの利用回数は、原則として制限しない。ただし、他の利用会員に影響があると認められるときは、その利用会員の利用回数を制限することができる。

（サービスの中止）

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サービスの提供を中止することができる。

- (1) 車両の故障等により運行することができなくなったとき
- (2) 災害等により、安全な運行ができなくなったとき
- (3) 天候の急変、目的地等に事件その他の事態が発生し、安全な運行を保つことができなくなったとき
- (4) 医師から乗車を止められているとき
- (5) 協力会員の止むを得ない事情により運行ができなくなり、代替協力会員が確保できないとき

（費用）

第16条 サービスの提供を受けた利用会員は、1時間あたり500円の費用を負担しなければならない。

- 2 運行経費は、走行距離1kmあたり50円（1km未満は切り捨て）とする。
- 3 費用の負担は、サービス券（第8号様式）の購入により行うものとする。ただし、不要となったサービス券は払い戻しすることができる。
- 4 サービス券は、サービスを受ける前に購入し、サービスを受けたときは協力会員に渡すものとする。
- 5 有料道路料金等、必要経費が生じたときは、利用者が負担するものとする。

（サービスの報告）

第17条 サービスを提供した協力会員は、当日の運転日誌（第9号様式）を作成し会長に報告する。

- 2 協力会員は、活動報告を月ごとにまとめ、活動報告書（第10号様式）にサービス券を添えて翌月10日までに会長に報告しなければならない。

（協力会員の配分金）

第18条 会長は、サービスを提供した協力会員に対し、1時間あたり450円の配分金を支払うものとする。

- 2 配分金は、サービスを提供した翌月21日に本会の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（サービス時間等の算定方法）

第19条 サービス時間の算定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協力会員が利用会員の指定した場所に到着した時から目的地又は利用者宅に戻るまでの時間を通算するものとする。
- (2) サービスの提供時間が1時間を超えたときは、以降30分単位で算定する

ものとする。ただし、30分未満は30分として算定するものとする。

(3) 運行経費は、利用会員が実際に乗車し走行した距離を通算するものとする。

(会員の義務)

第20条 会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) サービスを提供するに当たって知り得た会員又は家庭の状況を他に話してはならない。会員資格を喪失した後も同様とする。
- (2) サービスの提供中に会員に異常を認めたときは、その状況に応じた適切な処置を講ずるとともに、その状況を速やかに本会、その他関係機関に連絡しなければならない。
- (3) サービスを提供するときは、常に会員証を携帯し、会員その他から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (4) 物品の斡旋・販売・受取、金銭の貸借をしてはならない。
- (5) 宗教及び政治活動をしてはならない。

(車両の限定)

第21条 このサービスに使用する車両は、本会が所有する福祉車両とする。

(車両の維持管理)

第22条 会長は、このサービスに使用する車両の車検及び法定点検を行い車両の維持管理をし、自動車任意保険に加入する。

- 2 協力会員は、安全な運行をするための運行前と運行後の車両点検を励行する。
- 3 協力会員は、運行中の車両にトラブルが発生したときは、車両を安全な場所に停車し点検するとともに、速やかに本会に連絡する。

(事故等の責任)

第23条 この事業の実施にあたり、発生した傷害及び損害等（以下「事故等」という。）の責任は、本会に帰属する。

- 2 利用会員及び協力会員は、事故等が発生したときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条に規定する措置を講ずるとともに、直ちに事故報告書（第11号様式）により、会長に報告しなければならない。
- 3 会長は、発生した事故等が、利用会員及び協力会員の故意又は重大な過失によるものと確認したときは、本会への損害等を会員へ賠償させることができる。

(傷害賠償責任保険への加入)

第24条 会長は、会長を保険金受取人とする傷害賠償責任保険に加入する。

(研修)

第25条 会長は、協力会員の活動が円滑に進められるように交通安全等の研修を実施し、協力会員の資質向上と相互の連携に努める。

(関係機関との連携)

第26条 会長は、事業の円滑な運営を図るため、関係行政機関等及び関係団体と十分連携を図るものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。